

金沢市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和8年3月23日

金沢市監査委員 加藤 弘行  
金沢市監査委員 中村 哲郎  
金沢市監査委員 高村 佳伸  
金沢市監査委員 森 一敏

1 行政監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和8年2月24日
- (2) 措置を講じた局等 総務局総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成26年4月11日(平成26年監査公表第6号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>(1) 使用料の減免について公平な運用が求められるもの</p> <p>減免については、一部の公益団体等に対して条例に基づき使用料の全額を免除しており、主な減免理由は施設利用者の便宜を図ることや職員の福利厚生などとなっている。一方で行政財産の使用料は徴収が原則であり、適正な額の使用料を徴しなければ、使用者に特別な利益を付与することになるため、減免の取扱いについては、公平なものとなっているか十分な検討が必要である。よって使用料の減免にあたっては、他の同様の施設では使用料を徴収していること、更に自動販売機が収益事業であることを考慮すると、手続きの透明性確保の観点からも、より一層の厳格な運用が望まれる。</p>	<p>これまで、一部の公益団体等に対して、行政財産の使用料を全額免除していたが、自動販売機が収益事業であることを考慮すると、公平性の観点から、免除すべきではないと判断し、令和7年度より使用料を徴収することとした。</p>